

平成16年度再資源化預託金等運用計画案

1. 本計画の位置づけ

資金管理法たる(財)自動車リサイクル促進センターが、再資源化預託金等を運用するに際しての方針については、既に、「再資源化預託金等の運用の基本方針」(以下「運用の基本方針」という。)において定められているところ。(参考資料1)

本計画は、運用の基本方針に基づき、平成16年度に(財)自動車リサイクル促進センターが収受・管理する再資源化預託金等に係る運用の計画を定めるもの。

2. 平成16年度の再資源化預託金等の収支見通し^(注1)(現金受渡ベース)

		計(百万円)
収入	新車購入時預託	9,862
	継続検査時等預託	16,772
	引取時預託	5,492
	運用利息	1
	収入合計	32,127
支払	払渡し	148
収支		31,979
年度内運用可能額 ^(注2)		26,075

(注1) 収支見通しは平成16年度再資源化預託金等特別会計収支予算書補正案を基に作成。

(注2) 入金後の運用が不可能な3月末日入金分(5,904百万円)を除いた金額(下図参照。)

預託時	方法	送金のタイミング
新車購入時預託	銀行口座振込	翌月末に銀行口座から振込。そのため、3月末日に振込を受ける2月預託分5,620百万円は運用不可能。
継続検査時預託 及び 引取時預託	銀行口座引落し	毎月10日、26日が引落日でその8営業日後に入金するため、月末の入金はなし。
	郵便局振替	毎日振替を受けるため、3月末振替の284百万円分については運用不可能。
	コンビニエンスストア	5日毎に送金を受け、最終送金予定日は3月28日のため、全てが運用可能。

3.平成16年度末の資産構成目標

(1)運用の基本方針における考え方

運用の基本方針においては、運用対象資産及び運用戦略について、以下のとおり定められている。

運用対象資産

運用対象資産については、元本確保を大前提としつつも、一定程度市場の金利動向を踏まえたものとする 것도重要であることから、運用の中心は国債としつつ、その他

- 1) 政府関係機関債(政府保証債、財投機関債(格付け機関のいずれかがAA格以上を付与するものに限る。))
- 2) 地方債・金融債・社債(格付け機関のいずれかがAA格以上を付与するものに限る。)

を運用対象資産とすることとしている。

運用対象資産の構成比

運用対象資産の各々の資産に対する構成比は、市場における種別構成比率に準じたものとする こととなっており、平成16年9月末時点における債券現存額に基づいた具体的な比率は以下のとおりとなる。

(参考資料2)

	国債	政府保証債	地方債	社債	財投機関債	金融債	計(%)
構成比	77.8	8.1	5.6	6.2	1.5	0.8	100.0

運用方法

投資期間は10年程度を目安とし、短期から長期までの債券を均等に保有するいわゆるラダー型の運用で、満期保有することを原則とする。

(2)平成16年度末の資産構成目標

平成16年度においても、上述の運用の基本方針に則り資産を構成していく必要があるが、リサイクル料金等の資金受取後の期末までの期間(債券取得のための期間)が通常年度に比べて極めて短いことから、購入できる債券には限りがある。こうしたことから、平成16年度末においては、以下の資産構成になることを目標として債券を取得することとする。

償還年度	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	比率(%)
国債	8.1	11.1	8.1	3.9	11.1	10.1	11.1	11.1	3.2	77.8
政保債	3.0		3.0			1.0			1.1	8.1
地方債				1.9					3.7	5.6
社債				3.1					3.1	6.2
財投機関債				1.5						1.5
金融債				0.8						0.8
計	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	100.0

太字斜体は発行市場で債券を取得。それ以外は流通市場で債券を取得。

概ね毎月発行が予定されている、国債の2年債、5年債、10年債、政府保証債の2年債、4年債、7年債、10年債、及び、地方債の5年債(隔月)、10年債については発行市場で債券を取得する。(参考資料3、4)

社債、財投機関債及び金融債については、現時点における発行計画等は予想できないが、可能な限り比較的過去の発行量が多い5年債(社債・財投機関債・金融債)、10年債(社債)について発行市場で取得する。(参考資料3、4)

国債については、流動性が高いことから他の年限についても流通市場で取得するが、国債以外の債券については、流動性が低いことから、取得できる期間の短い今年度については、流通市場での取得は行わない。(参考資料5)

なお、運用の基本方針における資産構成目標は、中長期的な観点から安全かつ効率的な運用を実現するべく立てられたものであることに留意する必要がある。そのため、債券取得可能期間が通常年度に比べて極めて短期である平成16年度については、上述のような資産構成を目標としつつも実際の債券の購入等に際しては柔軟な対応を図っていくことが適当である。例えば、発行計画等が不明の社債、財投機関債、金融債などの債券について、結果として取得が不可能となる場合には、国債の取得等で適宜補完していくこととする。

(3) 同一種別内の資産構成

運用の基本方針に基づき、地方債、財投機関債、金融債、社債についての1発行体当たりの資産保有総額については、以下のいずれかの基準を満たすことが必要なものとする。

- ・1発行体当たりの資産保有総額が、同一種別の運用対象資産保有総額に対し、10%以下であること

- ・1発行体当たりの資産保有総額の同一種別の運用対象資産保有総額に対する割合が、当該発行体の市場での構成比率以下であること
(当該発行体の市場での構成比: 当該発行体の市場発行総残高 / 当該発行体の属する運用対象資産(資金管理センターの運用対象資産としての条件を満たすものに限る)の市場発行総残高)

4. 運用の評価

平成16年度における運用の評価にあたっては、運用の基本方針に則った運用がなされているかをその基準とする。

運用成果の評価

運用の基本方針において、元本確保を大前提としつつも、一定程度市場の金利動向を踏まえたものとするを目標とし、国債中心の商品で期間10年のラダー型運用を実施することとしていることから、残存期間別(1~10年)10年利付き国債の月中利回り(単利)を平均したものと、当該運用期間での取得債券の最終利回り(単利)を加重平均したものを比較する。(参考資料1、6)

資産構成の評価

運用の基本方針に則り、1)市場における種別構成比率に準じた資産構成となっているか、2)ラダー型の資産構成となっているか、について確認・評価をする(参考資料2、6)。なお、資産構成の評価にあたっては、平成16年度の債券取得可能期間が通常年度に比べて極めて短期であることに留意する。

また、今年度については、初めて具体的に運用を行うこととなるため、そのリスク管理対応策、具体的な業務管理体制が、運用の基本方針に則ったものとなっているかについても、併せて評価を行う。(参考資料1)

以上